

原発国民投票について

轟・湯原・櫻井

2013. 01. 21

第0 はじめに

今回、原発の国民投票について発表することにしました。このゼミで一年間さまざまなことについて議論を交わしてきました。楽しく議論したり、熱い意見を述べたりたくさん議論してきました。ときには涙を流したり、気づけば拳を握りしめ、胸ぐらを掴んでいたりと、ということはありませんでしたが、議論を通じて考え方が深まり各々がいろんな意見を持っているでしょう。そこで、最後にその意見をどのように国政に反映させるべきかを考えたいと思います。

第1 国民投票とは

- ・一般国民を対象として、特定の事案に対し投票を以って意思表示を求めるもの。
- ・投票の結果によって、法的拘束力を持つもの、持たないものが存在する。
- ・投票を実施する際には、国民投票法を適用して行う。
- ・憲法改正といった国政上重要な課題のみについて投票が行われる国、または特定の議題に対して一定の署名を集めると国民投票を行うことができるようになっている国もある。
- ・アメリカには国民投票の制度が存在しておらず、スイス・イタリア・フランスでは一般の国政上の課題も国民投票の課題となっている。

第2 日本での国民投票について

・日本で国民投票が実施されるのは、現在の法制度の下では「憲法改正の国民投票」のみに限られている。

・「憲法改正の国民投票」が実施されたことは、戦前戦後含めて今までにはない。

・日本で「憲法改正の国民投票」が行われない理由としては、憲法 41 条において「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定められており、国民投票によって法律が作られたり、条約が締結・破棄されたりするのは憲法を侵すことになるからということが挙げられる。

・国民投票と類似したものとして、「地方特別法の住民投票」「最高裁判所判事の国民審査」が挙げられる。

・住民投票は、1996 年の新潟県巻町の事例などを含めて 401 回実施されている。

・原発をテーマにした住民投票としては、は新潟県刈羽村(2001 年)、三重県海山町(2001 年)での事例が挙げられる。

・日本の原子力発電の将来をどうするのかという問題に対して、主権者が直接の決定権を握る為の国民投票を実施させることを目的として、【みんなで決めよう「原発」国民投票】という市民グループも発足している。この団体は、上記の目的を達成させることを目指しており、脱原発を推進させることが目的ではない。

第3 世界の国で行われた国民投票について

・「スイス」…国際連合加入の是非(89 年 3 月)→国際情勢の変化の中で、連邦議会の議決を受けて実施。75%が反対し、計画は挫折

・「スイス」…軍備廃止の是非(89 年 11 月)→平和活動家グループが国民投票に必要な署名を集めて実施。軍備廃止賛成は 35%に留まり、計画は挫折

・「アイルランド」…憲法で禁止されている離婚の合法化の是非(86 年 6 月)→離婚は認めるべきでないという離婚反対派が大多数を占め、離婚合法化は挫折

・「イタリア」…原発建設における政府権限の制限の是非(87 年 11 月)→原発反対派が大多数を占め、政府に「原発廃棄」を含めたエネルギー政策の転換を迫ることとなった

・「カナダ」…仏語圏のケベック州に独自の地位を与え分離独立の動きを防ぐことを主な内容とした憲法改正の是非(92 年 10 月)→憲法改正は否決

・「ロシア」…大統領公選(91 年 6 月)

第4 原発と国民投票について

・今まで日本の政党政治で原発が争点化されてこなかった。理由としては、地域独占的な電力各社が多額の広告費でメディアを半ば支配し、国民世論にバイアスをかけてきたから。且つ、地域の経済団体のトップは電力会社であり、電力会社をトップとした地域経済団体の支援抜きに国会議員の候補者が当選することは難しく、議員が原発を擁護している面があるから。

・仮に日本において原発に関連する国民投票が実施されたとしても、現憲法下においては、憲法改正以外の事例に関して、投票の結果に法的拘束力を持たせることはできない。

→その結果を政府や議会が自らの判断の参考とするための「諮問型国民投票」という形として実施することはできる。→議会政治が国民の意思からいかに離れているかということを示し、政治決定の正統性を奪うことができるので、諮問型であっても実施することは今の日本では十分に意味がある。

・日本で原発等に関わる国民投票を実施する為には、今すでにある「憲法改正国民投票法」といった法律の他に、「原発国民投票法」といった様な、新たな法律を制定することが必要である。

・また、これまでもやってきた自治体レベルの住民投票を各地で行い、その中で国の原発政策を問うという方法も考えられる。

第5 国民投票の制度と日本国憲法

日本国憲法

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2項 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

1 国民投票の形式

●国民発議(イニシアティブ)

憲法や法律の制定・改廃などについて、一定数の連署による請求を条件に国民に発議権を認め、その発議の採否を決すべく行われる国民投票。

●国民表決(レファレンダム)

議会で採決された憲法や法律の制定改廃案、国際条約の批准などについて、それに効力を持たせるか否かを決すべく行われる国民投票。

●国民拒否

法律などが効力を発した後、一定期間内に一定数の連署による「法律などの失効を求める」請求が主権者から行われた時に、その是非を問うべく行われる国民投票。

●国民意思表示(諮問型国民投票)

議会や政府、あるいは大統領が法律の制定改廃、国際条約の批准などに関し、その最終決定の前に国民の意思を確認して尊重するために行う法的拘束力のない国民投票。

2 憲法解釈

憲法改正・最高裁の国民審査以外の事項について国民投票に付すことは、今の憲法上可能か。国会の中心立法・単独立法(41条)、代表民主制(43条)に違反しているか？

考え方①

国民投票に法的拘束力を付与することは、国会以外の国民が立法することになり、国会単独立法に反し、憲法に反する。ただし、法的拘束力をもたない諮問的国民投票であれば憲法に反しない。

理由：現行憲法上、立法権は国会のみに限定されるべき。

考え方②

国民投票は法的拘束力を有する有しないに関わらず憲法に反する。

理由：国民主権の「国民」を全国民＝国籍保有者の統一体と考え(ナシオン主権論)、幼児・意思無能力者は主権を行使できないため、主権保持者と主権行使者を分離する。

考え方③

国民投票は法的拘束力を有するもの有しないものともに憲法に反しない。

理由：国民主権の「国民」を社会契約締結者や有権者と考え(プーブル主権論)、直接民主制を大原則に考える。

⇒現行の日本国憲法下において、憲法学説の多数説は、法的拘束力を有する国民投票(拘束型国民投票)は憲法に反するが、法的拘束力を有しない国民投票(諮問型国民投票)であれば憲法に反しないという考え方である。

2 地方自治に住民投票がある理由

地方自治の本旨

- ① 住民自治：地方自治が住民の意思に基づいて行われる民主主義的要素
- ② 団体自治：地方自治が国から独立した団体にゆだねられ自らの意思と責任の下でなされる自由主義的・地方分権的要素

住民投票は、憲法上の権利の具体化として住民自治から導かれる。

市民の日常生活に密着した事務を扱う地方政府については、直接民主制的な制度の許容限度が中央政府の場合よりも広い。

第6 国民投票に賛成の意見(『「原発」国民投票』今井 一著より)

1 国民投票のメリット

- ・今の政治は民意が反映されていない。国民自ら政策についての意思決定に参加することで国民の意思が最大限尊重される！
- ・選挙で選ばれた議員の政治的見解がすべての事項において選挙民の意思と合致するのは稀なこと。
- ・国民主権に資する。

2 国民投票の批判に対する反論

・国民は、専門家ではないので、十分な知識と判断力を有しておらず、大事な選択を無知でメディアにおどらされやすい大衆に託すべきではない。

→新聞、テレビ、インターネット等、情報量はたくさんあるため、それをもとに国民が関心をもつような重要な議案であれば十分判断が可能。諸外国で国民投票がなされているにもかかわらず日本国民のみが「政治的・市民的能力」にそこまで劣るとは考えにくい。

・日本国憲法に抵触する。

→日本国憲法の解釈・国民投票制度の形式による。

3 諸外国で実施された「原発」国民投票

【イタリアの例】

イタリアで2011年6月12、13日に行われた、原子力発電所の再開の是非を問う国民投票は、イタリア内務省の発表によると、最終投票率は54.79%で、成立の条件である投票率50%以上を上回った。反対は94.05%となり、「脱原発」が確実となった。

この国民投票は、ベルルスコーニ政権が推進し、福島第一原発の事故を受けて一旦凍結されていた原発の再開計画の是非を問うもの。投票率が50%以上でないと成立しないため、賛成派は棄権を呼びかけたが、成立した。これを受け、ベルルスコーニ首相は、原発再開を断念する意向を表明した。

【スイスの例】

2003年5月18日、スイス国民は2つの脱原子力発電イニシアチブである(1)「モラトリアムプラスー原子力発電所建設禁止の延長と原子力リスクの制限のために」(現行の原子力発電所の新規建設凍結(モラトリアム)をさらに10年間延長する)および、(2)「原子力なしの電力ーエネルギーの方向転換と原子力発電の段階的閉鎖のために」(運転中の5基の原子力発電所を2014年までに順次閉鎖する)を国民投票で退けた。

第一のイニシアチブは、原子炉の運転期間が40年を超える場合には国民投票が必要となることを目指したもので、第二のイニシアチブはスイスにおける原子力利用の段階的廃止と使用済燃料再処理の中止を求めるものであった。後者のイニシアチブでは、医療用以外の原子力研究も禁止するとされていた。「モラトリアムプラス」の投票率は48.9%で、その58.4%が反対であった。「原子力なしの電力」の投票率は49%で、そのうち66.3%が反対にまわった。この国民投票は1990年の国民投票により凍結された原子力発電所建設の再開を問うものであった。

4 日本で実施された「原発」住民投票

【新潟県巻町の例】

1996年8月4日、新潟県巻町において東北電力の原発建設の是非を問う住民投票が実施された。巻町では国や町長たちが民意を無視して自分たちの町に一方的に原発を作るのを拒もうと多くの人が選挙権、被選挙権、リコールなどあらゆる権利を行使し、住民投票を実現させた。1994年8月の町長選において三選をかけた佐藤莞爾町長がこの選挙で「原発推進」を表明。結果は佐藤氏が当選し、以前から進んでいた東北電力の原発建設のための町有地売却が一気に現実味を帯びる。そんな中、佐藤孝明をはじめとする数十人の町民が「巻原発・住民投票を実行する会(以下、実行する会)」を結成。住民投票の実施を拒む議会や町長に対して、1995年自主管理での住民投票を実施。投票総数は、有権者の45.4%にあたる1万378票、建設反対9854票(投票総数の95%)、建設賛成(5%)という結果になった。佐藤莞爾町長の得た得票数より、建設反対の票の方が多くなる。しかし、町長は東北電力からの町有地売却の申し入れを正式に受諾。

そこで、原発に反対する町民は町議会への出馬を検討。町議会で過半数を獲得し、住民投票条例の制定をめざした。結果、町議会の多数派を住民投票実施派が占めたが、公約違反の裏切り者が出て、原発に関する住民投票の条例が制定されたものの、実施には町長の同意を要することが条件となり骨抜きとされた。

町長は頑なに原発推進を譲らず、実行する会はついに町長のリコールを検討。リコールの請求には町民の3分の1の署名が必要であったが、署名を募ることは難航であったものの4割を超す署名が集まり、町長解職を問う住民投票を実施する前に佐藤町長は辞職した。

新しい笹口町長は、実行する会のメンバーであり、住民投票を必ず実施することを明言した。原発推進派は、住民投票で原発賛成の過半数を取るべく、資金力のある東北電力は公職選挙法の縛りを受けない住民投票において、推進のPRを大々的に進めた。

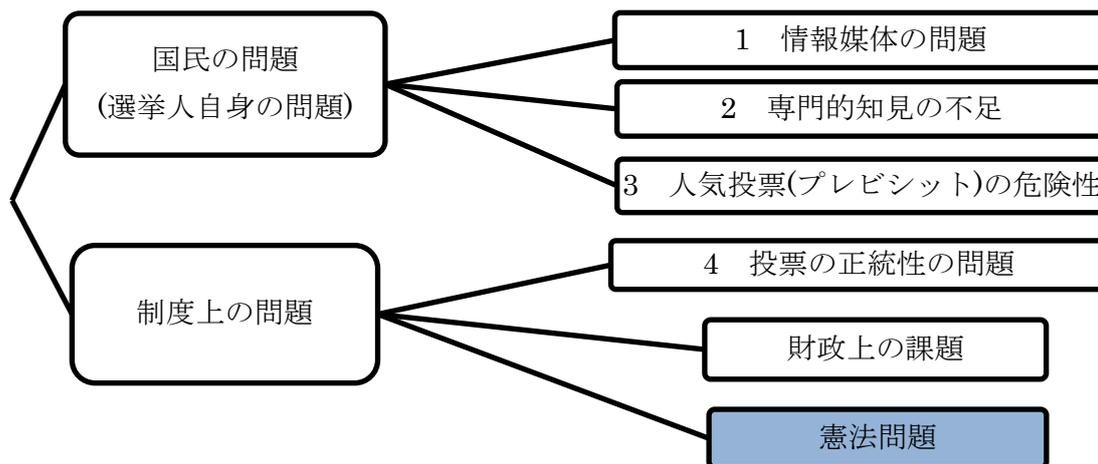
新潟日報は、毎日のように賛成・反対の両派の主張を具体的な数値、データでまとめた。町民による賛成反対のシンポジウム、町長は住民投票告示日に巻町民へのメッセージを全戸に配布した。

投票率は、88.29%に達し、反対は、全投票の60.86%、賛成は、38.55%という結果になった。最終的に東北電力は原発の建設を断念した。

第7 国民投票に反対の意見

ここまで、国民投票に関する憲法上の議論、国民投票のメリットを伝えてきた。しかし、デメリットがもちろん存在する。国民投票が抱える問題点を今から見ていきたいと思う。

なお、繰り返しになるが、日本で国民投票が行われていないのは憲法上の問題が大前提に存在しているが、これについて今回の議論では考えないものとする。



1 情報媒体の問題

人は情報を根拠に自分の考えを形成するため、情報を収集して主観的に判断する。すると、情報を意図的に操作することで、世論を誘導していくことは可能であることになる。新聞やテレビはかつてに比べて影響力が低下したと言われているものの、未だに大きな影響力を持つのは事実である。これらメディアは常に公正中立な立場で報道を行っていると思う方はいないだろうが、局の報道方針として許される傾きを超える報道姿勢なメディアは多い。1993年にはテレビ局が恣意的な世論形成を行おうとした事件もある¹。

一方で、ネット媒体から情報を入手して「これが真理！」と言っている人もいるのも忘れてはならない。ネットは既存メディアが流さない情報も流されるため、確かに真相に近づくことはできるが、2chをはじめ、TwitterやFacebook、mixiなどでデマに踊らされるのは何度目であろうか。偽情報をリークして騒げば(自作自演すれば)、情報捏造をすることは可能であるし、個人レベルでも十分に世論扇動ができてしまう点でネットも問題を抱えていることを忘れてはならない。

以上のことを考えると、メディア・ネットの情報操作による投票行動操作はいくらでも可能であり、また我々が知らぬ間に、現実に日本・世界各国で行われているのだ。

¹ 椿事件。テレビ朝日の報局道長が55年体制の崩壊を契機に、自民党の印象操作を行おうとした(行った事件)。当然、自民党を悪く、非自民政権党を良く見せる印象操作を行った。

2 専門的知見の不足

これは、国民一人一人がある特定の問題を判断するために、十分な判断力が備わっているかどうかの問題である。ある問題を考えるときには単にマルバツではなく、マルと判断した根拠、バツと判断した根拠があって初めてマルバツを判断する。

この問題が単純に「今日の夕ご飯はカレーにするかシチューにするか」であれば冷蔵庫と財布に相談すれば済む話である。一方で、「日本が国家として原発を推進すべきか・否か」のレベルの問題になれば話は違う。この問題を判断するためには、原発の安全性・放射性物質の問題・エネルギー問題 etc…、様々な複合要因が国家の規模で存在する。

しかし、我々はこれらの問題を判断する際に「怖いからバツ」、「原発が無いと電力が足りないからマル」という安易な発想で選択をしてしまうのではないだろうか。仮に「私は深く考えるから大丈夫だ、問題ない」という人が居たとしよう。あなたは深く情報を手に入れて判断したつもりでも、その情報が偏っている可能性はないか？ 隣に住むオジサンはあなたのように深く考えるだろうか？

確かに、こういった市民感覚を政治の世界にダイレクトに伝えることが出来れば、安易な考えだろうが何だろうが、その結果は主権者団たる国民の選択であるため、尊重すべきものだろう。但し、市民感覚は大局的に見て正しいと言えるのだろうか？ この点は次に述べる。

3 人気投票(プレビシット)の危険

プレビシットって何ぞや、と思っただろう。分かりやすい例で言うと、ドイツのヒトラーが挙げられる。ある問題を解決する投票に際して、問題の質や解決策を度外視して、権力者に対する人気投票によって投票結果が出る現象を指す。問題ではなく「あの人が言っているから正しいんだ」、「あの人は名前を知っているから」等に基づく投票行動である。市民感覚に含まれる中には、これに近いものがあるのではないか。最近で言えば、郵政選挙がプレビシットだと指摘する人もいる。維新の会の躍進もこれに近いものがあるのではないだろうか。

結局のところ、「主体的に情報を精査し、判断し、投票会場に行く」ような模範的国民は一握りにすぎず、大多数は力強い指導者や顔を知っている有名人になびく傾向があるのが厳然たる事実であるのだ。この点を踏まえれば、国民投票が究極的には世界大戦のトリガーを引くことにもなりかねない重大な事柄であり、その重責を国民全員が積極的に判断できるかは、甚だ疑問である。

4 投票の正統性の問題

これは、国民自身の問題というより、国民投票自体が抱える問題として捉える問題である。投票結果の正統性どこまで担保されるか、の問題である。

2011年2月11日に「日本の原発は推進すべきか、廃止すべきか」という国民投票がなされ、この時点では推進が大多数で勝利したとする。しかし、2011年3月11日の地震に起因する事故で福島原発が爆発を起こし、放射性物質が飛散した結果、国民世論は反原発に傾いた。2011年4月11日の大手新聞社による世論調査では大多数が原発廃止を支持したが、政府は2月の国民投票の結果を尊重し、原発の推進を決定した。

この事例では、ある事象を決定した後に大きな社会的事象が発生し、決定とは違う世論が形成されたために現在の世論と過去の投票結果が食い違っている状態にある。再度、国民投票を行えばいい、と安直に思うかもしれない。

しかし、再度行おうとしたら、再投票結果の民主的正統性はどこまで担保されるのだろうか？ 仮に「大きく世論が変わった時」と答えるなら、世論の変化は何で計るのか？ 世論誘導されているかの判断はどうするのか？ 短期間にA案→B案→A案と再度変化した場合、その度に国民投票を行うのか？ その予算の問題は？²

5 まとめ

今まで述べた要因のうち制度的問題である4以外の1~3の要因は結局のところ、国民が主体的に考え投票することの困難さを指摘するものである。ある意味で主権者団たる国民を馬鹿にした議論で気分が悪くなるようなものも含まれていたが、全面的に否定することは出来ないだろう。

確かに、現代の政治状況を見れば、何も変わらない、自分の思いは政治に反映されない、など複雑な思いがあるのは理解できる。しかし、様々な危険性を持った国民投票自体には極めて例外的にあるべきものでは無いだろうか。

² 憲法改正の是非を問う国民投票を実施した場合、投開票所の開設や公報、不在者投票などに約850億円の経費がかかることが4日、衆院法制局の試算で明らかになった。2005年の前回衆院選の経費約769億円を上回る。

経費の内訳は、投票所・開票所の設営、賃貸料が493億円で最も多い。次いで不在者投票や投票所入場券の郵送費など224億円、改憲案を周知する公報発行費66億円、各政党に割り当てられる無料広告の肩代わり費18億3000万円などの順。広告費は前回の衆院選を参考に算出したもので、「さらに膨らむ可能性もある」(衆院法制局)という。

(時事通信 2007/04/04-20:33 http://www.jiji.com/jc/c?g=pol_30&k=2007040400943)

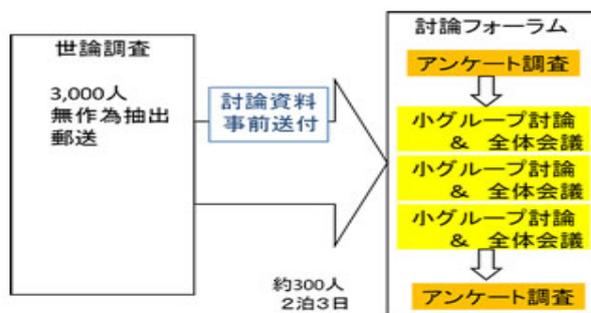
第8 討論型世論調査

1 討論型世論調査とは

討論型世論調査とは、複雑な政策課題についての市民の表面的な理解の下での意見を調べる通常の世界論調査に加え、無作為に抽出された属性や意見の異なる市民が、当該課題について学習し、専門家の情報提供を受け、市民同士での議論を経ることにより、熟慮した上での意見の変化を調べる手法。

スタンフォード大学のフィッシュキン教授らにより考案され、世界全体で40回以上、国内では過去5回実施。

- (1) 最初に、無作為に抽出された一般市民に対して、通常と同様の世論調査(T1)を行う。
- (2) その中から、予め定めた日に1か所に集まってもらって開催する「討論フォーラム」に参加する者を無作為に抽出し、討論課題についてバランスよく情報をまとめた討論資料を郵送し、学習してもらう。
- (3) 討論フォーラムの最初に2度目の意向調査(T2)を行う。
- (4) 討論フォーラムに参加した市民を小グループに分けて、訓練されたモデレータの司会のもとで市民同士で討論を行う「小グループ討論」と、参加者が専門家(パネリスト)に質問を行う「全体会議」を繰り返す。
- (5) 討論フォーラムの最後に3度目の調査(T3)を行い、3つの調査結果の変化を分析する。



・ 討論フォーラムに必要な200~300人の参加を得るため、T1調査の有効回答数に最低2000~3000人が必要。

T1調査の方法としては、RDD方式、郵送調査、訪問調査のいずれの例もみられる。

・ 貧富等による調査対象者の偏りを無くすため、主催者が旅費・宿泊費・謝金を用意するためコストがかかる。

・ バランスのとれた資料の作成・事前送付、モデレータの訓練、パネリスト・会場の確保など時間と手間がかかる

・ 熟慮の段階に応じた意見の変化、その要因、男女差・世代差などを把握できる。

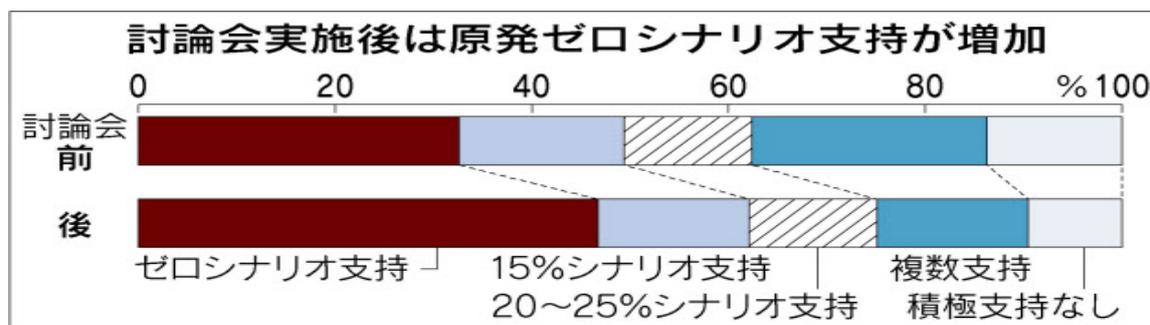
・ 討論資料、モデレータ、パネリストが、熟慮の誘導につながらないよう工程な管理が必要なことから、DP を名乗るためにはフィッシュキン教授らの監修が要件となる。

2 討論型世論調査の実施(2012年7月～8月)とその結果

【原発ゼロ支持、47%に増加 討論型世論調査 容認約3割は変わらず】

2012/8/22 15:30 (日本経済新聞)

政府は22日、中長期のエネルギー政策を巡って実施した「討論型世論調査」の結果を公表した。2030年時点の原子力発電への依存度でゼロを支持する参加者が討論を通じて33%から47%に増えた。一方で一定の原発比率が必要とみる割合は合計で約3割あり、あまり変わらなかった。



政府は同日、原発比率に関する世論調査やパブリックコメント(意見公募)を検証する会合も初めて開いた。公募した意見のうち約7千件を集計した結果、「即時の原発ゼロ」を求める意見が全体の81%に上った。

政府は30年の原発比率で3つの選択肢(0、15、20～25%)を示し、15%を軸に検討してきた。「冷静に議論すれば原子力の必要性が理解される」との期待もあっただけに、討論型世論調査の結果を「誤算だった」(経済産業省幹部)と受け止める声も出ている。

討論型世論調査は3段階に分け(1)7月7日から22日にかけて無作為に選ばれた6849人を対象に世論調査(2)8月4日から2日間の討論会に参加した285人が討論前に回答(3)討論後に回答—の要領で実施した。

最初の世論調査で原発ゼロのシナリオを支持した割合は全体の32.6%。これが討論前の段階では41.1%となり、討論後に46.7%に高まった。原発比率15%シナリオを支持する割合は16.8%→18.2%→15.4%。20～25%シナリオの支持者の割合は13.0%→13.3%→13.0%とほぼ同率で推移した。

原発比率の判断材料で「安全の確保」を最も重視すると答えた比率は一連の調査を通じて上昇。逆に原発の活用で「地球温暖化の防止」を重視する人の比率は低下した。

電力コストの上昇による企業への負担増や経済競争力の低下は議論の中心になっていない。政府は討論型世論調査のほか意見聴取会など「国民的議論」の結果を分析し、中長期のエネルギー戦略を固める。

3 討論型世論調査の可能性と課題

(1) 討論型世論調査の意義

ハーバース等の主張する討論民主主義の考え方を背景に、その実践モデルの一つとして考察された。民主主義では討論に基づくことが非常に重要であるが、現在の日本における民主主義の制度では実際に討論が行われていることが乏しい。選挙における意思表示も討論が不十分で、国民の直感的な意見では、考慮すべき要因が高度に複雑化・専門化した現代社会では、政府と国民の政策の合意形成は難しい。

討論型世論調査では、討論のもつ、討論・議論の過程の中で自己の選好が変化するという本質的性格に鑑み、その選好の変化の過程を分析し政策に反映させる。

主なメリットとして以下のことが考えられる。

- ・討論・議論を経ることで、問題点・争点・対立点が明確となる。
- ・通常の世界論調査は、サンプルが国民の意見を代表しているという点を重視するが、討論型世論調査では討論の過程が入るため、意見の変化を汲み取ることができる。
- ・討論の過程は、メディアを通じて公開されるため、参加している国民のみならず、それを視聴した国民も政策の理解を深められる。
- ・ポピュリズム(政治に関して理性的に判断する知的な市民よりも、情緒や感情によって態度を決める大衆の支持を求める手法)を回避できる。
- ・タウンミーティングと異なり、対象者は無作為抽出によるため、世論調査としての代表性という側面も有する。

(2) 討論型世論調査の課題

一方で、討論型世論調査の課題として以下のことが考えられる。

- ・参加者の意見変化をどのように扱うか。変化の原因を正しく分析することが重要になる。
- ・被験者によって与えられる情報は適切か、公平か。
- ・300人もの人数うい全国から集めるための、旅費・宿泊費・食費・謝金等、一般の世界論調査よりも膨大な費用がかかる。
- ・サンプルの数的な制約がある。
- ・通常の世界論調査でさえ、忙しいという理由で拒否されることが多いため、週末の三日間の時間を対象者は確保できるのか。

【論点】

原発に関して、以下のような国民投票を付すことについて賛成か反対か。

投票日：2014年3月11日(2013年1月1日に原発国民投票法案が施行されたと仮定)

投票権者；18歳以上の日本国籍を有する者

投票結果：議会に対し法的拘束力をもたない

選挙活動：戸別訪問、広告、ネットには規制を設けず原則自由

設問：

原子力発電所について、これをどうすべきだと考えますか？

A 稼働を認める

B 稼働を認めない

Aを選んだ場合、さらに以下のいずれかを選択

A① 現在ある原子力発電所に限って稼働を認める

A② 新規建設される原子力発電所についても稼働を認める

Bを選んだ場合、さらに以下のいずれかを選択

B① 即刻(遅くとも半年以内)、すべての原子力発電所を廃止する

B② 段階的に廃止していき、10年以内にすべての原子力発電所を廃止する

※AかBの得票数が多いほうから、さらにその①か②の多いほうが国民の意見となる。

(仮に、A①とB②を比較してA①のほうが多かったとしても、AとBを比較してBが多ければB②となる)

【市民グループみんなで決めよう「原発」国民投票市民案を参考】

ア. 賛成

イ. 反対(条件を変更すれば良い。国民投票自体には賛成の立場)

ウ. 反対(他の方法等で国民の意思を反映させれば足りる。国民投票に反対の立場)

【参考文献】

- 『憲法Ⅱ』 第五版 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利著 有斐閣 2012年
- 『憲法』 第4版 辻村みよ子 日本評論社 2012年
- 『憲法2 統治』 第二版 渋谷秀樹・赤坂正浩 有斐閣アルマ 2010年
- 『憲法』 第三版 芦部信喜著 岩波書店 2002年
- 『「原発」国民投票』 今井一著 集英社新書 2011年
- 『原発をどうするか、みんなで決める』 飯田哲也、今井一著 岩波書店 2011年
- 『大事なことは国民投票で決めよう』 今井一 ダイヤモンド社 今 1996年
- 『国民投票制』 福井康佐 信山社出版 2007年
- 「諮問的国民投票制度と民主政」 薬師寺聖一（『立法と調査』257号 2006年7月）
- 「レフェレンダムと議会の役割」 辻村みよ子 ジュリスト1022号 123頁
- 「民の声は神の声—代表民主制と国民投票・住民投票」 赤坂正浩 法学教室281号 53頁
- 「「討論型世論調査」の可能性」 曾根泰教（『21世紀パラダイムシフト—日本のこころと私たちの検証と創造—』橋本晃和 冬至書房 2007年 123頁～）
- 「討論型世論調査の意義と社会的合意形成機能」 柳瀬昇(KEIO SFC JOURNAL 4巻1号 2005年 76-95頁)